

防災対策

ブロック塀等の除去、 生け垣設置に助成

市では、防災対策事業として住宅の周囲に設置された既存の危険なブロック塀を除去または生け垣を設置する市民の皆さんに、その費用の一部を助成する「八幡市ブロック塀等対策補助金交付制度」を創設し

ました。
地震等の災害時に、ブロック塀等の倒壊による歩行者への人的被害を未然に防止することも、避難路を確保することを目的としています。

対象となる条件
市に住民登録がある、ブロック塀等や生け垣に係る土地の所有者または使用者が、公共的な道路に接する既存のブロック塀を除去する場合、既存のブロック塀を生け垣に転換する場合、

生け垣を新設する場合
助成金の額
①ブロック塀等除去費用全額(道路が接する部分1辺当たり5千円以内、上限10万円)
②生け垣設置費用の2分の1の額(1辺当たり5千円以内、上限10万円)
①と②の併用可
※販売を目的として、ブロック塀等を除去したり生け垣を設置する場合は対象外。
詳細については、お問い合わせください。
◆問い合わせ 総務課

老人医療

医療費の自己負担を助成

65歳以上70歳未満で、次の①または②に当てはまる人は老人医療に該当しますので、申請してください。
◇
対象者 ①本人、配偶者および同居の扶養義務者(直系血族の親族、兄弟姉妹)の平成23年中の所得税が非

<表>

扶養人数	本人の所得額	配偶者・扶養義務者の所得額
0人	1,595千円以下	6,287千円未満
1人	1,975千円以下	6,536千円未満
2人	2,355千円以下	6,749千円未満
3人	2,735千円以下	6,962千円未満
4人以上	1人につき380千円加算	1人につき213千円加算

※上記の額は、平成23年度中の所得から本人控除(障がい者控除等)や社会保険料控除等をした額です(所得から控除できるものにつきましては、国保医療課までお問い合わせください)。

課税
②一人暮らしを含む「老人世帯」で表の所得制限以下(※「老人世帯」とは、本

熱損失防止改修工事 住宅の固定資産税を減額

住宅の熱損失防止改修工事を実施した場合、その家屋の固定資産税額(120㎡まで)の3分の1相当額を減額します。
【減額される要件】
▽平成20年1月1日以前から存在する住宅(賃貸住宅を除く)であること。



人と同居する家族が満60歳以上、満18歳未満、身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aを持っている人のみで構成されている世帯) 手続き等 健康保険証、印

かんを持参し国保医療課へ。老人医療が適用されること、所得金額によって医療費の自己負担が1割または3割になります。
◆問い合わせ 国保医療課

▽平成25年3月31日までの間に、次の①の工事、または①と合わせて②から④までの工事を行った住宅で、改修部分がいずれも現行の省エネ基準に適合し、「熱損失防止改修工事」の費用の合計が30万円以上であること。
①窓の断熱改修工事(必須)
②床の断熱改修工事
③天井の断熱改修工事
④壁の断熱改修工事
【減額の期間と範囲】
改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税額

新築住宅に対する軽減または住宅耐震改修軽減を受けている場合は、適用されません。熱損失防止改修とバリアフリー改修を同時に実施し、その改修が減額の要件に適合する場合、両制度とも軽減が受けられます(それぞれ申請が必要)。
◆問い合わせ 資産税課

市税は納期限内に納付を

固定資産税(第4期分)の納期限は11月30日です

市税は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供するための貴重な財源です。市税は納期限内に取扱金融機関またはコンビニ等で納付してください。納期限が過ぎると督促状が送付され、徴収権限が京都地方

税機構に移ります。

口座振替のご利用を

■申し込み 口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない場合があります)、または納税課で行うことができます(ゆうちょ銀行の場合は納税課では受け付けできません)。11月15日までに口座振替の手続きをされると、12月が納期の市・府民税(第4期分)から振替をします。11月16日以降に手続きされた場合は、全税目とも来年度分から振替となります。なお振替は各納税義務者の税目ごとに行いますが、軽自動車税は、複数所有されている場合には、すべてを振替します。



◆問い合わせ 納税課

被災地から市内に避難された皆さんへ

市では、東日本大震災で被災し、市内に避難して来られた皆さんに生活の支援を実施しています。

総務課で被災者登録をし、発行された被災者確認書を基に、各担当課が各種支援を行います。

なお、被災者登録の受け付けは、国の事業に合わせて終了しますが、時期は未定です。

◆問い合わせ 総務課

秋はバスでエコなお出かけ

バス・エコファミリー



11月の土、日、祝日の9日間、大人1人分の運賃で同伴の小学生以下2人まで、無料で乗車することが出来ます。バスを降りる時に運転手さんに「エコファミリー」と言って、チケットを運賃箱に入れてください。
※チケットは各市立小学校で配布します。対象のバスは「コミュニティバスやわた」や市内を走る路線バスなど(定期券利用者を除く)
◆問い合わせ 管理・交通課

予告

コミバスの運行経路を変更



12月22日からコミュニティバスやわたの運行経路が変わります。
「市役所庁舎前」から「八幡小学校前」を通り、「森」「八幡東浦」「小西」「川口別所」「川口萩原」を通る経路になります。
詳細については、広報やわた12月号でお知らせします。
◆問い合わせ 管理・交通課